

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白河市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県白河市長

公表日

令和8年1月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>白河市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、高校生年代までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等に当たっては、受給要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童手当現況届により、受給要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法第19条第8号及び主務省令に基づいて、白河市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、公金受取口座情報や各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 別表第81の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条第3項(情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(81、113、115、117、120、123、129、134、135、137、141、142、143、146、147、149、154、155、156、157、160、161、163、165、168、169、170、171、172の項) (情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって第44条で定めるもの」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(81、106、107の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども未来局 こども支援課

②所属長の役職名	こども支援課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども支援課 子育て支援係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail:kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども支援課 子育て支援係 住所:福島県白河市八幡小路7番地1 電話:0248-22-1111 ファクス:0248-23-1255 E-mail:kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp	
9. 規則第9条第2項の適用		[<input type="checkbox"/>]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの取得は、必ず申請者から提供を受けることを徹底している。ただし、特殊事情により住基ネット照会を行う場合は、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報等を含む書類やUSBメモリ等を保管する書棚等の施錠を徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部こども課	保健福祉部こども未来室こども育成課	事後	機構改革
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども課 給付係	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども課 給付係	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部こども未来室こども育成課	保健福祉部こども未来室こども支援課	事後	機構改革
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	事後	機構改革
令和7年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 こども未来室 こども支援課	保健福祉部 こども未来局 こども支援課	事後	機構改革
令和7年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども	事後	機構改革
令和7年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来室 こども	郵便番号961-8602 白河市役所 保健福祉部 こども未来局 こども	事後	機構改革
令和7年10月1日	8. 人手を介在させる作業 ・人為的ミスが発生するリスク		十分である	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年10月1日	8. 人手を介在させる作業 ・判断の根拠		マイナンバーの取得は、必ず申請者から提供を受けることを徹底している。ただし、特殊事情により住基ネット照会を行う場合は、4情報または住所を含む3情報による照会を厳守している。	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年10月1日	11. .最も優先度が高いと考えられる対策 ・最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスクへの対策	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年10月1日	11. .最も優先度が高いと考えられる対策 ・当該対策は十分か		十分である	事後	新様式に伴う項目追加
令和7年10月1日	11. .最も優先度が高いと考えられる対策 ・判断の根拠		特定個人情報等を含む書類やUSBメモリ等を保管する書棚等の施錠を徹底している。	事後	新様式に伴う項目追加
令和8年1月21日	3. 個人番号の利用 ・法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平		
令和8年1月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表		